

稲羽東小学校 いじめ防止基本方針

平成 30 年 3 月策定

令和 7 年 3 月改定

はじめに

ここに定める「稲羽東小学校いじめ防止基本方針」は、平成 29 年 3 月 16 日に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたります。

- ◆いじめは、人間として絶対に許されない。
- ◆いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ◆いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

(3) 稲羽東小学校の構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守ります。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制で対応します。
- ・児童一人一人に「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を育むために、教育活動全体を通じて取り組みます。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- ・指導後も、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行いながら、保護者と連携を図り見守ります。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実させます。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感・自己肯定感・自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、全校で互いのよさを認め合う取組や学級経営、教科経営を充実させます。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適宜

取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導します。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるとともに、心の成長を支える教育相談に努めます。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させます。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心や、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させます。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実させ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

（３）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実させます。
 - ① 一人一人の児童に自己存在感を持たせること
 - ② 共感的な人間関係の育成
 - ③ 自己決定の場を設定し、自己の可能性が広がる援助

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の利用・使用に関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や、「情報モラル教育に関する出前講座」等での指導を一層充実させます。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実させます。

３いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な目配り・声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かします。
- ・年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「４ いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）児童の状況等を確認し、対策を検討します。
- ・校内の全教職員が、些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整えます。

（２）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努めます。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の指導にあたります。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させます。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学び、再発防止の徹底を図るための教職員研修を行います。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を速やかに行います。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にします。
- ・いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にしていきます。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会、少年センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努めます。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたります。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置します。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学級担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー スクールソーシャルサポーター

また、事案の内容によっては、外部の関係機関から本会への参加を求めることがあります。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・ 年 11 回のアンケートの実施、教育相談の実施

	職員研修	対策委員会		県からの調査
4 月	○	○	心のアンケート	
5 月			おしえてねアンケート	
6 月	○		心のアンケート	
7 月			おしえてねアンケート	いじめ調査①
8 月	○	○		
9 月			心のアンケート	
10 月	○		おしえてねアンケート	
11 月			心のアンケート	
12 月	○		おしえてねアンケート	いじめ調査②
1 月		○	心のアンケート	
2 月	○		おしえてねアンケート	
3 月			心のアンケート	問題行動調査

- ・ 年 11 回のアンケートの実施、教育相談の実施
- ・ 年に 2 回は、担任以外の先生が見る「おしえてねアンケート」を実施
- ・ いじめ相談ボックスの設置
- ・ 年 3 回の調査（岐阜県いじめ調査 2 回、問題行動調査 1 回）
- ・ 職員研修会（情報モラルに関する研修会・教育相談研修会・生徒指導事例研修会）
- ・ 「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携を図りながら児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた継続的な取組を行います。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家と連携したケアの充実を図る）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪指導を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、少年センター、「すてっぷ」等関係機関との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) いじめへの対処

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることとします。
- ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童等については、日常的に注意深く観察していきます。

① いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、すくなくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応します。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

(3)「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。

〔主な対応〕

- ・教育委員会に速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にするための調査に当たります。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

7 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、義務教育期間中保存し、その後は漏洩がないよう校内で適切に処分します。